

第1表 料金（工事費、証明手数料及び付随サービスに関する料金等を除きます。）

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第42条（基本使用料等の支払い義務等）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用	
(1) 料金種別の選択等	ア 当社は、2（料金額）に規定する料金種別（以下「料金種別」といいます。）により、基本使用料を適用します。 イ (E)データサービス契約者は、(E)データサービスの利用に先立って、料金種別を選択していただきます。
(2) 各種割引の適用等	ア (1)欄の規定によるほか、当社は、契約者回線に係る基本使用料について、この1（適用）の規定に基づき適用（選択制による割引等の適用を除きます。）又は取扱いを行います。 イ 当社は、契約者から届出があったときは、その契約者回線に係る基本使用料について、この1-1の規定に基づき選択制による割引等を適用します。 ただし、割引等の適用が技術的に困難であるとき又は当社の業務の遂行上著しく困難であるときは、その割引等の適用に関する契約者からの届出を承諾しないことがあります。この場合、当社はその旨を契約者に通知します。 ウ 当社は、業務の遂行上やむを得ないときは、この1-1の規定にかかわらず、選択制による割引等の開始日若しくは廃止日又は適用を変更することがあります。この場合、当社はその旨を契約者に通知します。

2 料金額

当社が別に定めるところによります。